

エンジョイ・パトロールのお知らせ（登録申請書）

1 活動の目的

日ごろ、健康増進や趣味の一環として行っている散歩やジョギングに併せて、防犯パトロールを行うことにより、地域の安全確保に貢献することを目的としています。

※ エンジョイ・パトロールは「個人活動」です。町会等の団体による活動とは、性格が異なりますが地域を見守るという目的は同じですので、町会等の活動に参加される場合は、エンジョイ・パトロールの目的や内容をご理解の上、参加してください。

2 パトロールの心得

- (1) 市が貸与する帽子又はサンバイザー（赤字で「柏市防犯パトロール」「KASHIWA ANTI-CRIME PATROL」の表示）を必ず被り、自己の責任でパトロールを実施してください。帽子の管理は自己で行い、他人には絶対に貸さないでください。また、自治町会の役員の任期満了等に伴う帽子の引き継ぎも行わず、使用しない場合は返却してください。
- (2) 地域住民とあいさつを交わすことに心掛けてください。
- (3) 自己の健康に充分留意し、無理をしないようにしてください。
- (4) 犯罪等を目撃した場合は、直ちに警察（110番）に通報するなど警察活動に協力してください。緊急を要しない場合は、柏警察署（04-7148-0110）へ通報してください。
- (5) 危険な行為はしないでください。
- (6) 飲酒をしてのパトロールなど、パトロールとして相応しくない行動はしないでください。
- (7) 他人のプライバシー、財産の侵害、生命・身体に危害を及ぼすような行為はしないでください。

3 参加登録条件

柏市民若しくは柏市内の在勤・在学者の18歳以上の方で、「エンジョイ・パトロール」の目的に賛同され、柏市内を週1回以上パトロール出来る方は、どなたでも参加できます。

4 登録期間

- (1) 登録した日から退会の手続きを行うまで。
- (2) 退会される方は、貸与した帽子又はサンバイザーを返却してください。

5 登録の取り消し

登録期間中に、パトロールの心得に反するなどエンジョイ・パトロール登録者に適切でない行動があったと判断される場合には、登録を取り消すことがあります。

6 パトロール中の事故対応

市では、万一の事故に備えボランティア保険に加入しています。パトロール中に発生した事故は、保険契約内容により補償されますので、事故内容を速やかに防災安全課に連絡してください。（他人の帽子を被っている際の事故は対象にはなりません。）

7 市主催の防犯事業への参加のお願い

講演会、研修会など市主催の防犯事業をご案内しますので、奮って参加してください。

8 問い合わせ先

柏市役所危機管理部防災安全課 電話04（7167）1115

※ 申請事項の個人情報、登録者管理、講演会等防犯事業の案内、保険加入等の事務のために供します。

きりとり線

エンジョイ・パトロール登録申請書

ふりがな 氏名	自宅 住所		〒	電話 番号	
	柏市外にお住まいの方は記入してください→			勤務先住所 通学先住所	
生年 月日	年 月 日	活動 頻度	週 回程度	活動 範囲	(例 ○○町会、又は××丁目)
防災安全課	身分証明書		登録処理	登録 No.	

帽子(通常タイプ) 帽子(スポーツタイプ) サンバイザー 受付日 年 月 日

■ エンジョイ・パトロール保険の概要

◎ 対象となる活動

防犯活動（地域の見守り）

※ エンジョイ・パトロールの帽子を被った活動中に限る

◎ 傷害保険の内容

エンジョイ・パトロール活動中（自宅から所定の場所までの往復移動を含む。）に発生した怪我に対する補償

◇ 保険金額

- ・ 死亡 500 万円（事故発生日から 180 日以内の死亡）
- ・ 後遺障害 最高 500 万円（事故発生日から 180 日以内の障害）
- ・ 入院 日額 3,000 円（事故発生日から 180 日までの入院）
- ・ 通院 日額 2,000 円（事故発生日から 180 日までの通院のうち計 90 日まで）
- ・ 賠償 1 事故 1 億円

◇ 補償されない場合

- ・ 故意によるもの（自殺、犯罪、闘争によるもの）
- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失によるもの
- ・ 細菌性食中毒によるもの
- ・ その他、保険約款等に定めるもの

◎ 事故の届出

万一事故が発生した場合は、すみやかに柏市役所防災安全課へ連絡してください。

◎ 担当

柏市役所危機管理部防災安全課 電話 04-7167-1115